

林野火災対策編 第1部 災害予防計画

第1章 林野火災の予防対策

(県危機管理部、県輝く鳥取創造本部、県生活環境部、県農林水産部、近畿中国森林管理局、市町村、消防局、森林組合、関係機関)

第1節 目的

県民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

第2節 実施内容

1 林野火災予防意識の啓発

(1) 関係機関の連携・協力

県は市町村、消防局、警察、自衛隊、森林組合等の関係機関と連携・協力を図り、林野火災発生時に効果的な消防活動ができるよう平時から情報交換等に努める。

(2) 広報活動による啓発宣伝（林野火災予防月間の設定）

県、市町村及び消防局等は、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、県民の林野火災予防意識の啓発に努める。

県では、国が3月に実施する全国山火事予防運動に加え、本県で林野火災の発生が多い4、5月を「鳥取県林野火災予防月間」と定め、関係機関で情報共有、連携を図りつつ、より重点的に広報、啓発活動を行い、林野火災防止の呼び掛けを強化する。

(3) 関係者及びハイカー等への周知

県、市町村、消防局、森林組合、農業団体及び関係機関等は、森林所有者、林業従事者、農業者等の関係者及び野山を歩くハイカーや入山者等に、林野火災防止について周知する。併せて、県及び市町村は、自治会等を通じて、中山間地域や里山の集落に対して林野火災予防意識の啓発に努める。

2 火災気象通報及び関連気象情報、火災警報等の伝達の徹底

(1) 県は、気象台の発表する乾燥注意報、強風注意報及び火災気象通報を受け受したときは、これを市町村及び消防局へ確実に伝達し、受報した市町村及び消防局は地域住民への注意喚起を図るものとする。

(2) 消防局及び市町村は、フェーン現象(*1)等により気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発する等その旨を地域住民に周知するものとする。また、火災警報を発した場合は、火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。概要は災害応急対策編（共通）第3部第1章「気象情報の伝達」第5節「火災気象通報・火災警報及び水防警報等」のとおり。

(*1)フェーン現象とは、湿潤な空気が山を越えて反対側に吹き下りたときに、風下側で吹く乾燥した高温の風（フェーン）により付近の気温が上昇すること。本県においては、中国山地を越えてくる南寄りの風により発生することがある。

3 巡視、監視の強化

(1) 市町村及び消防局は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び林野火災の多発する時期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

(2) 県は、市町村及び消防局等と緊密に連携をとり、随時県民への注意喚起に努める。

4 火入れや野外焼却（野焼き）への注意喚起

(1) 市町村は、森林及び森林から1km以内で火入れ(*2)を行う場合には、森林法第21条の規定に基づき市町村長の許可が必要であることを住民に周知する。

(2) 火入れに当たって、市町村は、火入れに関する条例を厳守させ、防火帯の設置、延焼防止のための人員配置、消火に必要な器具等について指示を行う。また、着衣着火の危険性について注意を促す。消防局は火災予防条例を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れ、たき火等を制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。

(3) 県は、市町村や消防局と連携して、農作業等のためやむを得ない場合を除き、野外焼却（野焼き）(*3)が原則禁止されていることについて広報を行うなどの対策に努める。併せて、例外的に認められている野外焼却を行う場合には、消防局に届出(*4)をするとともに延焼防止に努めるよう周知を図る。

(*2)森林法第21条で規定する火入れとは、原野畑等を地ごしらえ等の土地の利用上の目的をもって燃やすこと。

(*3)野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第16条の2により、原則として禁止。

(*4)届出は焼却行為を許可するものではなく、事前に焼却行為を把握するためのもの。

(4) 上記（1）から（3）に係る注意喚起は、市町村を通じて各自治会や森林組合、農業団体等の関係機関も協力して行うものとする。

5 森林の防火管理の徹底

- (1) 森林所有者、森林組合等は、植林において、適切な森林保全管理活動を推進するように努める。
- (2) 県、市町村及び消防局は、森林所有（管理）者に対し、防火帯等の整備・維持管理及び既設の標識等の設置・維持管理を支援する。
- (3) 県及び市町村は、森林組合等と協力して、適切な森林整備の推進と伐採木や枝葉の林外への搬出を促進し、林野火災の予防、延焼拡大防止を図る。また、樹冠火(*5)、地表火(*6)の抑制や消火活動に活用する林道・森林作業道への倒木除去など、林内路網の適切な維持管理に努める。
 - (*5) 樹冠火(じゅかんか)とは、樹木の上部や先端部分が燃える現象で、強風時は飛び火して火災拡大のおそれがある。
 - (*6) 地表火(ちひょうか)とは、地表を覆っている落葉落枝、枯草などが乾燥し、これらが燃える現象で、風の影響を受けやすい。
- (4) 県は、大規模化する林野火災の延焼メカニズム等の知見や情報を取得するとともに、地球温暖化、気候変動や異常気象の影響等も注視し、林野火災防止に反映できるよう努める。

6 消防施設・資機材の整備、水利の確保

- (1) 県は、消防防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場及び空中消火で使用する給水場所を定期的に調査・点検する。
- (2) 市町村及び消防局は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、防火水槽、川・池等の自然水利、ダムやため池等の水源を調査し、消防水利マップを作成するとともに、定期的に水利を点検・調査する。
- (3) 市町村及び消防局は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設や資機材の整備拡充を図る。
- (4) 県及び市町村は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に活用するため、林道・森林作業道の整備・維持管理を支援する。
- (5) 公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

7 ヘリコプターによる空中消火体制の整備

- (1) 県、消防局及び市町村等は平時から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。
- (2) 県は空中消火用資機材を整備し、空中消火体制の強化に努める。

8 防災訓練の実施

林野火災を想定し、県、市町村及び消防関係機関、森林組合等と合同して実践的な防災訓練を実施する。

9 連絡体制の整備

速やかに関係機関と連携した初動対応を行えるよう、各機関は連絡体制を整備する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 予防意識の啓発
- 2 火災気象に関する各種情報の伝達
- 3 出火防止対策（巡視等の強化、火入れ等の注意喚起等）
- 4 消火体制の整備（資機材整備、水利の確保等）
- 5 防災訓練の実施
- 6 連絡体制の整備

林野火災対策編 第2部 災害応急対策計画

第1章 林野火災の応急対策

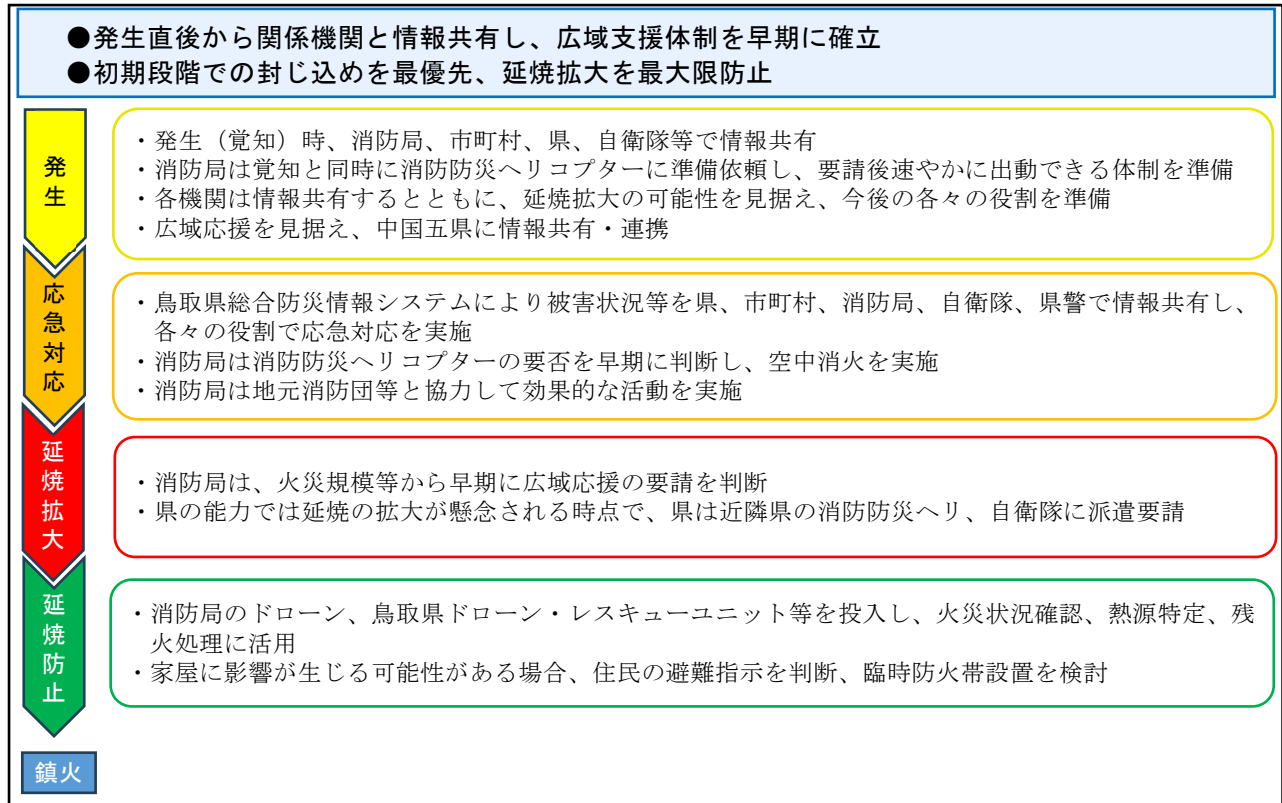
(県危機管理部、県農林水産部、警察、消防局、関係機関)

第1節 目的

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

第2節 実施内容

【延焼阻止対応スキーム】



1 発生（覚知）直後からの情報共有

(1) 消防局は、林野火災を覚知した場合、直ちに県及び市町村に連絡するとともに、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものを随時県及び市町村に連絡する。県は、自ら収集した情報も含め自衛隊への災害派遣要請の可能性も考慮し、自衛隊に状況等を連絡するとともに、関係機関に連絡する。

(2) 県、市町村、消防局等の関係機関は、鳥取県総合防災情報システムにより被害状況等を共有する。

(3) 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、消防局が作成する林野火災防御図はUTMグリッドを使用することとし、共通地図として関係機関と共有する。概要は、災害予防編（共通）第4部第1章「防災関係機関の連携体制の整備」第4節「活動調整に係る体制の整備」のとおり。

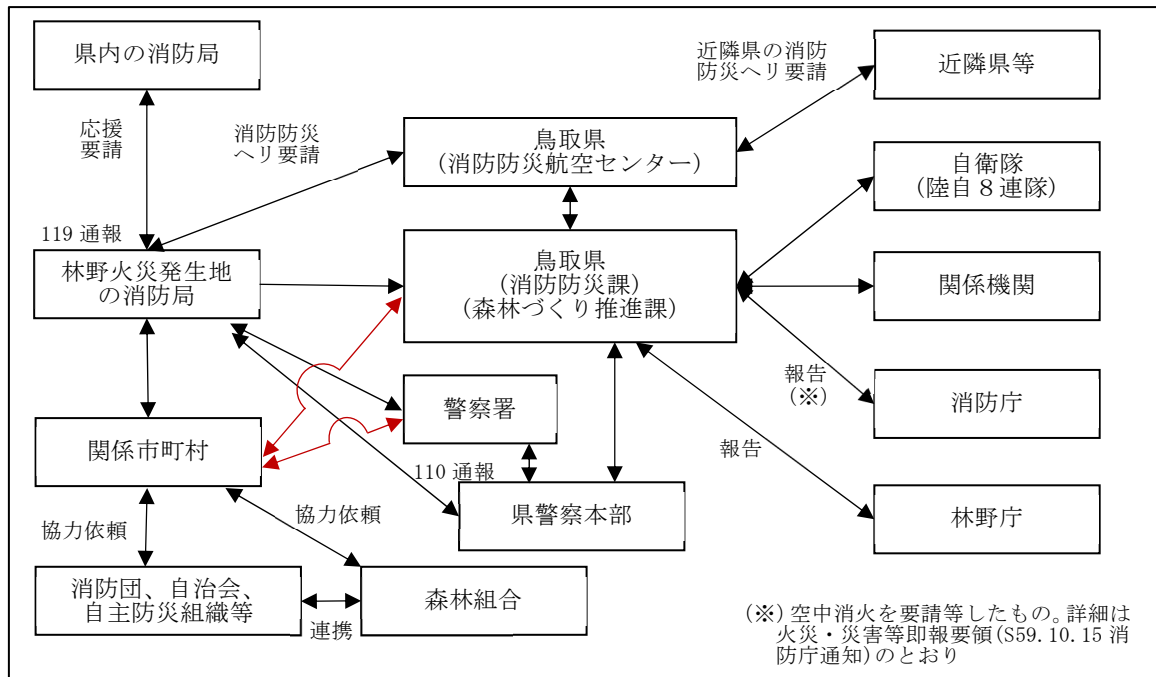
2 早期応急活動体制の確立

(1) 消防局は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、消防局指揮本部及び現場指揮本部を設置する。

(2) 県（危機管理部）は状況に応じ、災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、関係機関と連携・調整を図るものとする。概要は災害応急対策編（共通）第2部第1章「組織及び体制」のとおり。

(3) 災害スキームに応じた連絡系統及び関係機関との連携系統は次によるものとする。

【関係機関の連携概要図】



3 消防防災ヘリコプターの要請・ドローンの運用

- (1) 消防局は、林野火災を覚知したときは、消防防災航空センターに消防防災ヘリコプターの出動準備を依頼する。延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、即座に消防防災航空センターに対して消防防災ヘリコプターを要請する。
- (2) 県は、消防局からの消防防災ヘリコプターの要請があった場合は、消防防災ヘリコプターを出動させ、消防局等の消防活動を支援する。また、消防防災ヘリコプターによる情報収集及び空中消火等を、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。
- (3) 消防防災ヘリコプターの要請は、「鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき実施する。
- (4) 消防防災ヘリコプターの主要業務は、火災状況の上空からの情報収集、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。
- (5) 県は、本県の消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航不可能な場合は、協定等に基づき近隣県に消防防災ヘリコプターの応援要請を行う。
- (6) 消防局が所有するドローンや「鳥取県ドローン・レスキューユニット」等を活用して、情報収集、熱源特定や残火処理を行う。概要は災害応急対策編（共通）第7部第5章「航空機の活用」のとおり。

4 関係機関と連携した消火活動・延焼防止対策

- (1) 林野火災が発生した場合は、消防局は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。
- (2) 消防局は、地元自治会等に、火災発生地までの山道案内、地理及び水利の情報の提供等の協力を求める。また、建物等に延焼するおそれがあるときは、消防法第29条に基づく消火活動中の緊急措置として臨時防火帯の設置を検討する。
- (3) 臨時防火帯を設置した場合の補償の対応については、県も支援を検討する。

消防法 第29条	権限行使者	権限行使対象物	権限の内容	権限行使の要件	損失補償	備考
第1項	消防吏員又は消防団員	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物等	消防対象物の使用、処分又は使用の制限	消火、延焼の防止又は人命の救助のために必要があること	損失補償の対象とはならない	・既に煙が発生の状態等 ・放置しておいても火災で焼失されるはずのもの
第2項	消防長若しくは消防署長	延焼のおそれがある消防対象物等		火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認められること		・火勢は推移状況も考慮 ・気象の状況は、その土地固有の気象条件（季節風等）等で判断 ・その他周囲の事情は、周囲の建築密度等あらゆる事情を考慮
第3項		第1項及び第2項に掲げる消防対象物等以外の消防対象物等		消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があること	市町村が損失を補償	・緊急の必要とは、事態が差し迫って即刻臨機の措置をとるべき必要のこと ・放置しても火災が発生しないはずのもの

(4) 地元消防団は、消防局と連携し、消火活動、飛び火等による延焼警戒及び市町村が開設する避難場所等へ地域住民等の避難誘導を行うとともに、水利の案内等に協力する。

(5) 森林組合は、消防局、消防団等による消火活動が速やかに行えるよう森林作業道活用の提案や臨時防火帯の設置等に協力する。

5 迅速な避難誘導活動

(1) 人命の安全を確保するため、災害応急対策の第1次的責任者である市町村長を中心として相互に連携を取り、住民・滞在者の避難措置を実施するものとする。概要は災害応急対策編（共通）第5部第1章「避難の実施」、第2章「避難所等の開設運営」及び第3章「孤立発生時の応急対策」のとおり。

(2) 市町村は、必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、開設する避難場所等へ住民の避難誘導を行う。

(3) 県警察は、必要に応じて、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

6 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、緊急輸送の手段を講じる。

7 救助・救急活動

(1) 林野火災による人的被害が発生した場合は、消防局は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

(2) 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「大規模事故対策編」に準じて活動を実施する。

8 災害警備の実施

県警察は上記のとおり警戒区域の設定、避難誘導等を行うとともに、状況に応じ、救出救助活動を行う。概要は災害応急対策編（共通）第4部第5章「災害警備の実施」のとおり。

9 資機材の調達受援

応急対策に必要な資機材は、原則として県、市町村、消防局等が各々調達するものとする。必要に応じ県が一括調達、また、県は関係団体との協定に基づき、資機材調達に係る応援要請を行うものとする。概要は災害応急対策編（共通）第4部第2章「資機材等の調達及び受援」のとおり。

10 食糧の供給等

被災した住民への食糧、飲料水及び生活関連物資の供給は、原則、市町村が行う。ただし、当該市町村だけではその実施が困難な場合等は県が調達する。概要は災害応急対策編（共通）第8部第1章「食糧の供給」、第2章「生活関連物資の供給」及び第3章「飲料水の供給」のとおり。

第3節 広域支援体制の早期確立

1 消防局の対応

消防局は、林野火災及び被害の規模に照らし、当該消防局での対応能力を超えるおそれがあると判断した場合は、応援協定に基づき、早期に広域応援の要請に努める。

また、消防局で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

さらに、消防局は、火災の規模又は被害の状況等から県内の消防力だけでは十分な体制を取ることができないと判断したときは、市町村長を通じ、県（危機管理部）に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」や「緊急消防援助隊」の派遣等を要請する。概要は災害応急対策編（共通）第4部第4章「消防活動」のとおり。

2 県の対応

(1) 広域応援要請

県は、消防庁への「緊急消防援助隊」等の派遣要請の可能性を考慮し、国、他都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

県は林野火災発生（覚知）から3時間経過した時点で鎮圧の見込みがない場合は、近隣県の消防防災ヘリコプター等に派遣要請をすることとし、そのために覚知段階から関係機関と緊密に情報収集・連絡調整を行うものとする。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

知事が自らの判断において必要と認めるとき、又は、当該市町村等が知事に申請した場合において知事が必要と認めるときは、努めて予め自衛隊に事前調整した上で、知事は自衛隊の派遣を要請するものとする。概要は災害応急対策編（共通）第4部第7章「自衛隊の災害派遣要請」のとおり。

(3) 海上保安庁の応援要請

海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて、境海上保安部へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。概要は災害応急対策編（共通）第4部第6章「海上保安庁の応援要請」のとおり。

第4節 応急復旧等

1 二次災害の防止活動

県及び市町村は、林野火災発生後に、樹木が焼けて森林の保水力が低下し、延焼した斜面での土砂流出等の土砂災害の危険性が高まるおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

2 災害復旧

県及び市町村は、関係機関と調整を図りながら、復旧についての計画を作成するなどして、速やかに復旧事業を実施する。

県は、市町村及び森林組合と連携しながら、林野火災復旧に向けて燃えにくい樹種に配慮した林相構造を目指す。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 連絡体制の整備**
- 2 応急活動対策**
- 3 消火活動・延焼防止対策**
- 4 応急復旧対策**